

岡部 卓	プロセスでみる相談援助活動と自立支援プログラム	生活と福祉	No.628	2008	24-27
岡部 卓	生活扶助基準引き下げ問題をどう考えるか	消費者ニュース	No.76	2008.7	113-115
岡部 卓	問題・課題と制度	月刊福祉	2008年8月号	2008.8	20-21
岡部 卓	貧困・低所得部門	社会福祉学	第49巻第3号	2008	178-184
副田あけみ	高齢者虐待とソーシャルワーク	ソーシャルワーク研究	Vol.34 No.2	2008.7	4-14
堀江孝司	福祉国家と世論	首都大学東京人文学報	No.409	2009.3	23-54
岡部 卓 ・ 矢嶋里絵 ・ 稲葉昭英 ・ 和气純子 ・ 堀江孝司 ・ 槇野葉月	生活保護における自立支援プログラムの自己点検を中心としたプログラム評価	首都大学東京人文学報	No.409	2009.3	55-103
副田あけみ	イギリスの家族センターに見る児童虐待予防活動	首都大学東京人文学報	No.409	2009.3	71-85
矢嶋里絵	障がいのある子どもの育児と家族支援	社会保障法	23号	2008	115-130
矢嶋里絵	国外滞在中の健康管理手当受給資格	別冊ジュリスト社会保障判例百選第4版	191号	2008	244-245
稲葉昭英	配偶関係と精神的健康	日本の男性の心理学—もう一つのジェンダー問題		2008.6	120-126

### 3. 最終年(平成21年)度

#### < 書籍 >

著者名	タイトル	編集者名	書籍名	出版社	出版年	頁
岡部 卓	共同執筆	自立支援共	自立支援ハンド		2010	

新保美香・ 根本久仁子		同研究チー ム	ブッケー自立支 援をよりよくす める8つのポ イント			
岡部 卓・ 森川美絵・ 新保美香・ 根本久仁子	共同執筆	岡部 卓・ 森川美絵・ 新保美香・ 根本久仁子	生活保護の相談 援助活動ー自己 点検ワークブッ ク	中央法 規出版	2009. 9	
岡部 卓	「5章 生活保 護」	増田雅暢・ 島田美喜	ナーシング・グ ラフィカ会と生 活者の健康ー社 会福祉と社会保 障	メディ カ出版	2009. 12	127-139
岡部 卓	「生活保護制度 の課題と展望」		月刊福祉100年 記念増刊号 現 代の社会福祉10 0の論点	全社協	2010. 1	66-67
岡部 卓	「生活保護制度 を活かすため に」	生活保護問 題対策全国 会議	カウンター越し の対立を超えて	全国ク レジット・サラ 金問題 対策協 議会	2010. 1	28-46
岡部 卓	担当15項目	茂木俊彦	特別支援教育大 事典	旬報社	2010. 3	
岡部 卓	「第6章 公的 扶助」	福田素生	系統看護学講座 専門基礎⑨ 社 会福祉 社会保 障制度と生活者 の健康[3]	医学書 院	2010. 2	130-148
岡部 卓	「1章 公的扶 助の概念」「2章 貧困・低所得 者問題と社会的 排除」「10章 生 活保護における	岡部 卓・ 六波羅詩朗	新・社会福祉士 養成講座16 低 所得者に対する 支援と生活保護 制度ー公的扶助 論	中央法 規出版	2010. 2	1-14 15-28 193-206

	自立支援」					
岡部 卓	「第1章 現代社会と公的扶助」「第3章 生活保護の運営実施体制」「低所得者対策」		社会福祉学習双書2010 公的扶助論	全社協	2010.3	2-16 74-92
岡部 卓	「はじめに一高齢者の生活支援における福祉事務所の役割」	東京都福祉保険局生活福祉部保護課	福祉事務所における被保護高齢者の生活支援プログラム		2010.3	1-5
岡部 卓	「社会福祉における自立支援の動向について」	特別区人事・厚生事務組合・財団法人特別区協議会・首都大学東京オープンユニバーシティ	社会福祉リカレント講座 講演概要		2010.3	1-16
副田あけみ	「虐待（高齢者）への相談援助演習」	白澤政和・福山和女・石川久展	社会福祉士相談援助演習	中央法規出版	2009	244-247
和気純子	「高齢者に対する生活支援の考え方」「相談援助の方法」「被保護高齢者の生活支援プロセス」「支援困難ケースへのアプローチ」	東京都福祉保健局生活福祉部保護課	福祉事務所における被保護高齢者の生活支援プログラム		2010	1-27
和気純子	「高齢者の社会的特性（第1章第1節）」「高齢者の総合的理	社会福祉士養成講座編集委員会	高齢の支援と介護保険制度	中央法規出版	2009	1-9 25-28 213-224

	解(第1章第4節)「高齢者支援の方法(第10章)」					
矢嶋里絵	「社会福祉法」 「障害をもつアメリカ人法ADA」 「イギリス障害者差別禁止法」 「公民権運動」 「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」	茂木俊彦・荒川智・木全和巳・佐藤久夫・杉山登志郎・高橋智・玉村公二彦・土岐邦彦・堀江重信・水野信義・峰島厚・ <u>矢嶋里絵</u> ・渡部昭夫	特別支援教育大事典	旬報社	2010	
稲葉昭英	「一緒に住んでいる人・いない人」	藤見純子・西野理子	現代日本人の家族：NFRJからみたその姿	有斐閣	2009	15-24
稲葉昭英	「夫婦関係の評価」	藤見純子・西野理子	現代日本人の家族：NFRJからみたその姿	有斐閣	2009	122-130
堀江孝司	「少子化問題と専門知」	久米郁男	専門知と政治	早稲田大学出版部	2009	83-113
ジェラルド・ホルサム／ロザリー・ヒューズ (堀江孝司訳)	「イギリスにおける社会民主主義の状態」	田中浩・柴田寿子監訳	EU時代の到来ヨーロッパ・福祉社会・社会民主主義	未来社	2009	276-293
エアハルト・エプラー (堀江孝司訳)	「ドイツ社会民主党の綱領をめぐる若干の論評」	田中浩・柴田寿子監訳	EU時代の到来ヨーロッパ・福祉社会・社会民主主義	未来社	2009	338-342

姜恩和	「『家』の存続における植民地支配期の影響に関する考察」	國方敬司・永野由紀子・長谷部弘	家の存続戦略と婚姻日本・アジア・ヨーロッパ	刀水書房	2009	125-142
-----	-----------------------------	-----------------	-----------------------	------	------	---------

< 論文 >

著者名	タイトル	発表誌名	巻号	出版年	頁
岡部 卓	「ソーシャルワークによる脱一貧困への取組み」	ソーシャルワーク学会誌	第19号	2010. 1	27-42
岡部 卓	「生活保護制度の仕組みと支援」	更生保護		2009. 10	17-22
岡部 卓	「自立を促す生活保護制度の確立に向けて」	月刊地方自治職員研修	No. 587	2009. 5	15-17
岡部 卓	「生活保護における自立支援」	社会保障のモデルチェンジ	第24号	2009. 5	152-166
岡部 卓	「連載 自立支援プログラム実践講座 [最終回] 対談②実践力をさらに向上するために必要なこと」	生活と福祉	No. 637	2009. 4	22-25
岡部 卓	「生活保護制度の仕組みと支援」	更生保護		2009. 10	17-22
岡部 卓	「総括研究報告 「生活保護における自立支援の在り方に関する研究」 「第2章1 生活保護における自立支援方策—理念、制度・政策、方法をめぐる検討」 「<調査研究> 第1章1 自立支援の取組みにおける支援対象者の意識と支援者の役割—P福祉事務所との「共同研究事業」の研究成果」	「生活保護における自立支援の在り方に関する研究」総括・分担研究報告書		2010. 3	1-12 74-85 150-153
岡部 卓	「平成20年度 第4回社会福祉講演会 生活保護制	ウェルおおさか	Vol. 41	2009. 4	3-4

	度の動向と人材養成の課題」				
岡部 卓	「記念講演 現代の貧困を考える一連鎖を断ち切るために」	全母協通信	No. 126	2009. 5	15-24
副田あけみ	「介護支援専門員と権利擁護」	ケアマネジメント学	No. 8	2009	3-4
副田あけみ	「社会福祉実践を支えるアセスメントの方法ー高齢者虐待事例を通して考える」	社会福祉研究	104号	2009	66-75
石附敬・和気純子・遠藤英俊	「重度要介護高齢者の在宅生活の長期継続に関連する要因」	老年社会科学	第31巻 第3号	2009	359-365
和気純子	「ソーシャルワークの演繹的研究方法」	ソーシャルワーク研究	Vol. 35 No. 2	2009	25-33
堀江孝司	「貧困の再生産・格差の固定化と福祉国家」	生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究		2009	37-47
長沼洋一・山村礎・長沼葉月・加藤千恵子・太田みどり・小林恭子・中野隆史	「大学保健センターにおける精神保健サービスの利用に至るプロセス要因の検討」	こころの健康	24(2)	2009	57-67
Koyama T・Tachimori H・awamura K・Koyama A・aganuma Y・Makino H・T	Mental health literacy of autism spectrum disorders in the Japanese general population	Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology	44	2009	651-657

akeshima T					
槇野葉月	「大学生に対するメンタルヘルス支援体制に関する研究(2)大学生のメンタルヘルスとサポートネットワーク」	首都大学東京人文学報	409号	2009	105-122
姜恩和	「子どもの保護という側面からみた慣習の再考—『養児保護』に着目して」	社会福祉学	Vol. 50 (4)	2010	96-107
姜恩和	「韓国の養子制度における親の同意過程に関する考察—未婚母と子どもの分離過程を中心に」	首都大学東京人文学報	424号	2010	1-17

< 研究報告書 >

研究者名	出版年	内容
副田あけみ・山村礎・岡昌之・永井徹・岡部 卓・矢嶋里絵・稲葉昭英・和気純子・堀江孝司・槇野葉月・姜恩和	2009	『大学生のメンタルヘルス支援システム構築に関する研究』（平成20年度首都大学東京傾斜的研究費全学分戦略配分研究成果報告書）
副田あけみ	2009	『高齢者虐待防止事業に関する形成的評価研究 H19-20年度科学研究費補助金基盤研究（C）研究成果報告書』
岡部 卓・和気純子・副田あけみ・石附敬・坂本陽亮・津久井康明	2010	『高齢者の生活支援プログラム等の策定に関する研究 研究成果報告書』（被保護者自立支援に関する調査研究・普及啓発事業報告・研究代表：岡部 卓）
岡部 卓・副田あけみ・矢嶋里絵・稲葉昭英・和気純子・堀江孝司・槇野葉月・姜恩和	2009	『生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究 平成20年度総括・分担研究報告書』（厚生労働科学研究費補助金・政策科学総合研究事業 研究代表：岡部 卓）
稲葉昭英	2010	『第3回家族についての全国調査(NFRJ08)第一次報告書』

和気純子	2010	『エビデンスに基づく高齢者福祉実践の在り方に関する研究』（平成19年度～平成21年度科学研究費補助金研究成果報告書 研究代表：和気純子）
------	------	--

< 学会発表 >

研究者名	発表年	タイトル
新保美香・根本久仁子・ 岡部 卓	2009. 10	「生活保護の自立支援における支援対象者の意識と支援者の役割－P福祉事務所との共同研究事業を通じて」 日本社会福祉学会第57回大会（法政大学）、2009年10月11日．新保美香を報告者とする共同研究発表
根本久仁子・新保美香・ 岡部 卓	2009. 7	「生活保護利用者の意識と支援者の役割に関する一考察－P福祉事務所における就労支援プログラム利用者および支援者に対するインタビュー調査を通じて」日本社会福祉実践理論学会第26回大会（聖隷クリストファー大学）、2009年7月5日．根本を報告者とする共同研究発表



#### IV. 研究成果の刊行物・別刷

1. 平成 19 年度

近年の雇用・失業問題は、国民・住民生活の経済的基盤を揺るがし、貧困と社会的格差の拡大・深化をもたらしている。このような事態に対して社会保障・福祉社会制度と結びつき最終的なセーフティネットとして位置する生活保護制度が、国民・住民が生活できる最低生活を保障しているのか。また世帯個々の生活課題の緩和・解決を図る対人援助機能を果たしているのか、課題となっている。

生活保護制度においては制度利用に伴うスティグマ、捕獲率の低位性、一般生活水準と比較した保護水準の妥当性、保護の要件となる失業・居住要件の有無、国庫要件の是非、資産保有の範囲や程度、扶養意識と扶養範囲・程度など制度及び運用上の課題や、多様な生活課題を抱える制度利用者に対する有効な援助方法や社会資源の開発などの実践的課題が表面化している。

これら課題に対応すべく社会保障審議会福祉部会に「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」が2003年8月に設置され、そこで多くの議論を重ね2004年12月に報告書がとりまとめられた。同報告書を踏まえ、2004年度以降、生活保護基準の見直しや実施機関が組織的に生活保護受給世帯の自立を支援する制度に転換することを目指す自立支援プログラムの導入が図られている。

生活保護受給者の自立支援プログラムを全国に先駆けてつくった東京都板橋区は、2005年度において、区で設置されている3福祉事務所（板橋福祉事務所、志村福祉事務所、赤塚福祉事務所）のうち、赤塚福祉事務所が就労や高校進学など10種について支援先や対処方法など具体的な支援策をまとめたプログラムを策定し試行した。2006年度においてプログラムを拡充するため、首都大学東京（八王子市）と2006年8月31日に協定を結び、新しいプログラムの策定とその評価事業に取り組んだ。官学連携の共同研究のもと区側は全3福祉事務所のソーシャルワーカー等のワーキンググループ、大学側は厚生労働省の専門委員会で自立支援プログラムの導入を促した岡部卓（社会福祉学）を中心に研究者チームを組織し、合同会議で状況報告や助言のやりとりを行った。その結果、精神疾患、認知症の問題が疑われるプログラムを新たに作り、従来のプログラムの見直しと改善に取り組み、3福祉事務所共通の統一したプログラムと実施要領の策定と到達目標（評価）事業を行った。このような総合的なプログラムづくりは全国で始めてであり、これら自立支援プログラムは、受給者の「生活再建」につながる内容・手順を示しており、またそれは同時に区の財政負担の軽減につながっている。利用者本位でかつ効率的・組織的・継続的な観点から作成した板橋区の自立支援プログラムは、他の自治体の参考

# 生活保護 自立支援プログラムの構築

官学連携による  
個別支援プログラムのPlan・Do・See

東京都板橋区／首都大学東京

◆共編◆

首都大学東京教授 岡部 卓

◆著者代表◆

きよらせい

になると考える。

本書作成にあたり、石塚輝雄板橋区前区長、坂本健現区長、松浦勉福祉部長、鎌屋一板橋福祉事務所前所長、山田清現所長、藤井麻里子赤塚福祉事務所長、小島隆夫志村福祉事務所長、そしてプログラム作成に携わったワーキンググループの方々（石井宏和、岩橋壽行、池谷秀登、峯村弥子、横田敏、平井信博、見立屋勉、角田俊一、伊藤俊彦、根本享、榊原義介、木下尚、平田理隆）をはじめ本プログラム作成・評価に直接・間接に区職員が関わって下さっている。

区民・都民の生活向上に寄与したいという区職員の意欲と熱意がなければ、プログラム作成ならびに本書の刊行もなかつたと考える。関わった方々に、心よりお礼を申し上げる次第である。

なお本研究においては首都大学東京人文科学研究科（大学院）として初めての官学連携事業であり、また平成一八年度～平成二〇年度厚生科学研究・政策科学推進研究事業「生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援および就労支援方策に関する研究」（主任研究者：岡部卓）の一環として行われている。分担研究者として、首都大学東京人文科学研究科社会学専攻の教員スタッフである副田あけみ教授、矢嶋里絵准教授、稲葉昭英准教授、和気純子准教授、堀江孝司准教授、稲野葉月助教がそれぞれの専門分野から本研究に携わっている。

最後になったが、リサーチ・レジダントとして本研究に関わっている堅田香緒里、そして東京都立大学大学院・首都大学学部・大学院の学生達とりわけ浅井正行、金銀、野田博也、安達暁、鎌田太一郎、遠藤麻裕、大澤賢哉、高西圭太、荒牧孝次等の協力を得た。ここに感謝したい。

# 第1編

## 板橋区自立支援プログラムの位置付けと意義

首都大学東京 岡部 卓

て明記されている。すなわち、生活に困窮している国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障（所得保障を指す）するだけでなく、さらに積極的にそれらの人々の社会的自立を促進する相談援助・支援活動（生活保護法では「自立助長」と条文規定している。対人サービスを指す）を行なうことも示されている。

(2) 生活保護の実施機関としての福祉事務所  
 福祉事務所は、社会福祉法において「福祉に関する事務所」と規定されている。生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法のいわゆる福祉六法を中心に援護、育成又は更生の措置に関する業務を行なっている第一級の総合的な社会福祉行政機関である。すなわち、生活保護の実施機関という側面と、福祉各法（福祉五法）の実施機関としての側面を併せもっている。都道府県、指定都市、市及び特別区においては義務設置、町村は任意設置となっている。職員として福祉事務所の長は、社会福祉指導員、現業員及び事務職員を置くことになっており、対人援助に当たたる職員は、社会福祉指導員資格を有する者が当たることになっている。

(3) 生活保護の実施  
 生活保護の決定実施過程は、受付→申請調査→要否判定→決定（開始・却下）→支給（変更・停止）→廃止のプロセスをとる。すなわち、原則として要保護者（生活困窮状態にある者）が申請を行ない、保護の実施機関が、保護の要否の調査、保護が必要な場合その種類、程度及び方法を決定し、給付を行なう。

保護の要否を判定し決定・実施する機関は、申請者の居住地又は現在地（居住地がないか明らかでない場合）を所管する福祉事務所であり、そこが実施責任を負う。  
 福祉事務所では、申請を受けつけると、地区を担当しているソーシャルワーカー（社会福祉主事）が家庭訪問などを実施し、保護の要否を調査する。これが、補足性の原理を満たしているかどうかを確認するためのミニインタビュー・テスト（資力調査）である。

この調査結果に基づいて、原則として世帯単位に保護の要否を決定し、それを申請者に文書で通知する。この通知は、申請があった日から14日以内に行なうこととなっている。保費の要否や程度は、保護基準によって定められたその世帯の最低生活費と収入認定額とを対比させることによって決められる。そこで認定された収入が保護基準によって定められたその世帯の最低生活費を満たしていない場合に、その不足分を扶助額として給付することになる。

4 生活保護制度における相談援助・支援活動のプロセス・範囲・内容  
 生活保護制度は、最低生活の保障と自立助長を法の目的としている。生活保護の対象は、主として要保護（生活困窮）状態にある人・世帯（要保護者・世帯、以下、要・被保護者と略す）である。

生活保護の実施機関である福祉事務所は、最低生活を保障しながら被保護者の経済的自立のみならず広く社会的自立に向かっての相談援助・支援活動を行なっている。  
 この相談援助・支援活動は、生活保護の実施過程ともいわれ、次のプロセス、すなわち、受付→申請→資力調査→要否判定→決定（開始・却下）→支給（変更・停止）→廃止という各段階を越える。これら一連の過程は、福祉事務所からみれば生活保護給付過程、逆に、要・被保護者からみれば生活保護受給過程となる。また、それと同時に、ソーシャルワーク（生活保護法においては指導・指示及び相談・助言などを通して行なわれる相談援助・支援活動を通して要・被保護者の生活全体を援助・支援していく社会福祉実践過程であるといえる。

1章 生活保護制度の役割と相談援助・支援活動の位置付け

1 貧困・低所得問題の諸相  
 貧困・低所得者の生活問題は、所得・収入あるいは資産の不足さといった経済的問題が基底となり発生する。それは、雇用の不安定・低賃金・失業・失業といった労働に関わる問題から、経済的基盤の不安定からくる消費の萎縮、家族関係の破壊、住環境の悪化等といった生活の諸側面にまで多岐にわたって現れるのが特徴である。

そして、それは、直接的には経済的問題という形であられるが、非経済的問題にも影響を与え、問題をより重層化させているのが一般的な傾向として指摘できる。  
 広がりとともに質的深さを伴っているのが一般的な傾向として指摘できる。  
 今日の特徴としては、貧困・低所得者の中に多様な生活課題を抱える人たちが、具体的にアルコール・薬物等の依存症、多重債務、DV、児童虐待、ホームレス、地域の中で孤立しネットワークをもたない高齢者・障がい者、障害・障害、精神疾患等による社会的入院、貧困の世代間継承（再生産）など、が増えてきていることが挙げられる。

これらの生活課題の解決・緩和を図るために、それぞれの場でより有効な援助方法と社会資源の開発・活用とそれを支える体制が望まれる。

2 貧困・低所得問題の制度方策  
 社会福祉の制度概念では、最低生活水準以下の生活状態にある人々を貧困者（これは被保護者に相当）、また被保護者と同等あるいはそれに近い生活水準にある人々を低所得者と限定して使用しているのが一般的である。

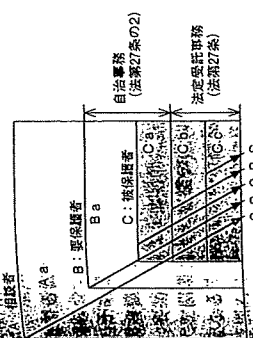
これら貧困・低所得者に対応する制度として公的扶助制度があり、それは、社会保険制度体系の一つとして、社会保険制度と並んで国民生活を保障するものとして位置付けられる。同制度は、国民の健康と生活を最終的に保障する制度として機能しており、その特徴として、貧困・低所得者を対象としていること、最低生活の保障を行なうこと、公的責任で行なうこと、資力調査あるいは所得調査を伴うこと、租税を財源としていること、事後的対策であることなどが挙げられる。  
 同制度には、大きくは、資力調査を要件とする貧困者対策と、所得調査（制限）を要件とする低所得者対策の二つがある。

前者の貧困者対策には、生存権を実現する生活保護制度がある。生活に困窮している国民・住民すべてに対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、その上で積極的にそれらの人々の社会的自立を促進する相談援助・支援活動を行なうよう定められている。後者の低所得者対策には、公的扶助と社会保険の中間的性格をもつ社会手当制度、民生委員の相談援助活動を通して資金の貸付を行なう生活福祉資金貸付制度、低所得者を中心に住宅を提供する公営住宅制度等がある。

3 生活保護制度の仕組み  
 生活保護制度の目的  
 生活保護法は、憲法に定める生存権を実現するための制度として制定されている。このことについては、生活保護法第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行ない、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とし

第1編 板橋区自立支援プログラムの位置付けと意義

相談援助活動の観点からみた生活保護法第27条及び同条の2の関係  
 <地方分権一括法に伴う生活保護法改正2000年4月>



- \* A: 相談者…福祉事務所に直接・間接にかかわる生活課題を抱える者 (要保護者、被保護者、相談所しない者も含んでいる。)
- \* B: 要保護者…被保護者であるか否にかかわらず要保護 (生活困難) 状態にある者
- \* C: 被保護者…現に保護を受給している者

相談者・要保護者・被保護者の区分による業務内容  
 相談者 = 相談者 (要保護者を除く) に対する相談・助言  
 要保護者 = 要保護者 (被保護者を除く) に対する相談・助言  
 被保護者 = 被保護者に対する最低生活保障  
 生活保護法の範囲  
 P: Ba + Ca + Cb + Cc  
 Q: Ca + Cb + Cc  
 R: Cb + Cc  
 S: Cc  
 (前部章 (2001)「生活と福祉事務所—課題と展望」『月刊福祉』8月号所収を一部修正)

図表1-2 生活保護法における相談援助と支援の関係

相談者・要保護者	被保護者
生活保護法における社会福祉実践 (相談援助活動及び支援活動)	自立助長に即した支援
相談及び助言	自立支援
相談者・要保護者の意向に即した相談及び助言	被保護者の意向を尊重した相談援助活動
①相談及び助言	①相談及び助言
②相談者・要保護者に対する生活保護法第27条の2 (相談及び助言)	②被保護者に対する生活保護法第27条の2 (相談及び助言)
③要保護者・被保護者に対する生活保護法第27条の2 (相談及び助言)	③被保護者に対する生活保護法第27条の2 (相談及び助言)
④保護申請に伴う助言指導 (要保護者・被保護者)	④保護申請に伴う助言指導 (要保護者・被保護者)
⑤要保護者・被保護者に対する生活保護法第28条 (調査及び検診)	⑤要保護者・被保護者に対する生活保護法第28条 (調査及び検診)

\* 相談者 (要保護者を除く)、要保護者 (被保護者を除く)、被保護者 (保護受給者)  
 \* 法定委託事務 = 生活保護法第27条、28条、自治事務 = 生活保護法第27条の2  
 \* 自立支援プログラムの実施 2005. 4 (前部章作成)

生活保護実施過程が、単に経済給付過程を行なう過程にとどまらず、経済給付を通して要保護者の社会的自立に向けての相談援助・支援活動になるかは、その中にとどのよう相談援助・支援活動が行なわれているかにかかっている。

また、生活保護における相談援助・支援活動の範囲と内容は、生活保護の対象となる要保護者に対するこれら一連の援助・支援活動を指しているだけでなく、生活相談・支援ということで福祉事務所に関わってくる全ての相談を含めて考えられており、またそこでの相談援助・支援活動はそれぞれの相談に応じて問題の解決に寄与する内容をもっていないならぬ。そのため、ここでは、①生活困難ということで直接・間接に関わってくる全ての相談を含めていること、②生活保護の対象とならない要保護者の相談援助・支援活動も含まれていること、③生活保護終了後の相談援助・支援も含めていっている。

5 生活保護法における相談援助と支援の関係

地方分権一括法に伴う生活保護法の改正 (2000) において、相談援助・支援活動の位置付けが変更されている。その結果、図表1-1で示す通り、最低生活保障と最低生活保障に伴う指導・指示に関わる業務は法定委託事務、また要保護者への相談・助言と被保護者への相談・助言に関わる業務は自治事務として位置付けられた。

被保護者に対する自立支援プログラムの導入 (2005) に当たり、生活保護法における相談援助と支援の関係は、次のように理解しておく必要がある (図表1-2)。  
 生活保護における相談援助・支援活動は、①相談者 (要保護者を除く。) 及び要保護者の意向に即した相談及び助言は、相談者 (要保護者を除く。) に対して社会福祉法及び福祉社会法を法的根拠に、また要保護者に対して生活保護法第27条の2 (相談及び助言) 及び生活保護法第28条 (保護申請に伴う助言指導) を法的根拠、②被保護者の意向を尊重した援助相談援助活動は、生活保護法第27条を法的根拠に、③被保護者の選択と決定に基づく支援活動は第27条の2 (相談及び助言) を法的根拠としている。

そのため被保護者が自立支援プログラムを選択しない、あるいは自立支援プログラムが不調に終わったことにより指導・指示違反として保護の停止を行なうことができないことに留意する必要がある。

6 ソーシャルワークとしての援助 (相談援助活動) と支援 (支援活動)

援助 (help) と支援 (support) とは違うのだろうか。援助とは、援助者であるソーシャルワーカー (生活保護ワーカー) が主体となり対象者である利用者 (要保護者) に働きかけ生活課題を緩和・解決を図っていくことを指す。それに対し支援とは、利用者 (要保護者) が主体となり生活課題を緩和・解決を図り支援者であるソーシャルワーカー (生活保護ワーカー) はそれを側面から支援していくことを指す。援助の主体はソーシャルワーカー (生活保護ワーカー)、支援の主体は利用者 (要保護者) である。しかしながら、実態としては援助においても、支援においても、共に利用者 (要保護者) の意向の尊重あるいは利用者 (要保護者) 主体という考え方のもとに相談援助活動あるいは支援活動が展開されており、支援という言葉を使用することで、よりその考え方を表明しているといえよう。

## 第2章 なぜ自立支援プログラムなのか

### 1 自立支援プログラムの背景

第1章1で述べたように、こんにち、被保護世帯の中には、多様な生活課題を抱える被保護者が増えてきている。

また、保護受給が長期化している被保護者も増えている。高齢者、傷病・障害世帯、その他世帯とも保護が長期化しており、経済給付は行なっているが自立が十分図られていない被保護者も見られるようになってきている。

これら被保護者の生活課題や保護の長期化に十分に対応できていないため、実施機関である福祉事務所では、被保護者の社会的自立に向けての関わりが苦慮している現状がある。実態としては、ソーシャルワーカーの個人的努力や経験に負う取組みがなされているが、関わるソーシャルワーカー個々の職員の対応にバラツキがないか等、利用者にとって必ずしも十分な自立支援とはなっていない。

### 2 生活保護制度の在り方に関する専門委員会での議論

そこで、より有効な支援方法や社会資源の開発・活用や生活保護制度を支える体制（組織・業務・財政・人的の各体制）の検討が必要となってくる。「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」では、こうした課題を検討し、報告書において、「生活保護制度が「最後のセーフティネット」として適切に機能するための【多様な対応】、①保護の長期化を防ぎ、被保護世帯の確に对应し、これを解決するための【早期の対応】、②担当職員個人の経験や努力に依存せず、効率的で自立を容易にするための【システムの対応】の3点を可能とすることが必要であると考えられ付に加えて効果的な自立・就労支援策を実施する制度とすることが必要であると考えられ付に、被保護者と直接接している地方自治体が、被保護世帯の現状や地域の社会資源を踏まえ、自主性・独自性を生かして自立・就労支援のために活用すべき「自立支援プログラム」に基づいた支援を実施すべきである」としている。

具体的には、「①地方自治体が、地域の被保護世帯の抱える問題を把握した上で、自主性・独自性を生かして重層的かつ多様な支援メニューを整備し、被保護世帯の問題に応じた自立支援プログラムの設定」「②被保護者は、生活保護法に定める勤労・生活上等の努力義務を実現する手段の一つとして、稼働能力を始めとする各被保護者の状況に応じたプログラムに参加するとともに、地方自治体がプログラムに沿った支援を実施」「③地方自治体は被保護者の取組状況を定期的に評価し、必要に応じて被保護者が参加すべきプログラムや支援内容の見直し」を行い、また生活保護の適用に至らない低所得者等に対しても自立支援プログラムへの参加を助言し効果的な自立・就労支援を行うことができようとしている。

また、自治体、国の役割については、次のように述べている。

「地方自治体は、自立支援プログラムの策定・実施に当たり、個別の自立支援メニューを保管する他の部局との調整をし、ハローワーク、保健所、医療機関等の関係機関との連携を深めるとともに、①就労支援、カウンセリング、多重債務問題、日常生活支援等に関する経験や専門知識を有する人材の活用、②社会福祉法人、民間事業者等や、民生委員、社会福祉協議会等との協力強化及びアウトソーシングの推進、③救護施設等の社会福祉施設との連携という、地域の様々な社会資源を活用することにより、その独自性を生かした実施体制を構

必要とすることが必要である。」

国は、地方自治体の取組を次の観点から支援していく必要がある。①就労支援については、雇用の場の確保等、社会資源の観点からの検討の必要性も指摘されている。国においては、労働行政や、保育・母子福祉施策等他の社会福祉行政・低所得者対策との連携の強化を図りつつ、地方自治体が関連施策を自立支援プログラムとして十分活用できるよう努める必要がある。特に、稼働能力のある被保護者への就労支援に関し、ハローワークと福祉事務所との有機的な連携が不足しているとの指摘があったことから、ハローワークが福祉事務所からの要請に基づき体系的に就労支援を実施すべきである。②被保護世帯の類型ごとに整備する必要がある自立支援メニュー等、自立支援プログラムの策定のための指針を示す。③モデルとなる地方自治体の取組を支援し、その成果を全国的に普及していく。また、自立支援プログラムの実施のために自治体として必要となる体制について検証する。④補助金等を使い、関係職員からこのことのような提言を踏まえ、厚生労働省において、実施機関である福祉事務所が組織的に利用者の自立を支援することを目的として、平成17年度から自立支援プログラム導入を図ることになったのである。

自立とは何か（自立と自律）

自立とは何か（自立と自律）

自立とは何か（自立と自律）

自立とは何か（自立と自律）

⑩生活保護における相談援助プロセス

生活保護における相談援助のプロセスは、次のように分けて考えることができる。それら(1)相談援助の導入に当たった受付段階(インテーク)、(2)調査や要否判定を行なう生活保護申請段階(アセスメント)、(3)生活保護の決定とこれからの相談援助の方向性づけ(相談援助計画の作成)とその実施(介入、インターベンションともいう)並びに相談援助活動の直し(モニタリングと評価)を行なう生活保護受給段階、そして(4)経済給付と相談援助が終了する生活保護廃止段階、の各段階である。

⑪受付段階では「インテーク」が行なわれる。それは、①不安・緊張の緩和・解消、②信頼関係の構築、③主治の明確化、④制度の説明、⑤申請意思の確認を行う。

⑫インテーク場面では、要保護者は不安や緊張、あるいは期待を持って福祉事務所に関わることが多い。そのためこの段階でのワーカー(インテークワーカー、面接員)の主要業務は、不安や緊張の緩和・解消につながる相談しやすい雰囲気づくり、自己紹介と職務の説明、守秘義務の遵守、要保護者が理解できる言葉の使用、そして要保護者に対する傾聴的態度を通して信頼関係の構築を図る。また要保護者が訴えたいこと、望んでいること、福祉事務所をやってもいいことを話してもらい主訴(最も問題と感じている事柄)の明確化を図る。さらに要保護者の問題の所在や課題を明らかにし、有効な社会資源の一つとして生活保護制度について適切丁寧に説明を行い申請意思の確認を行なうことである。

⑬生活保護申請段階においては、「アセスメント(事前評価)」が行なわれる。それは、①生育歴・職歴・病歴など生活歴の聴取、②家族・親族状況の確認、③資産状況の確認、④労働能力の確認、⑤他法他施策の確認、⑥要否判定(収入と最低生活費の対比)、⑦要保護者と要保護者をめぐる状況(非経済的側面)に関する情報収集・整理・分析である。

⑭この段階におけるワーカー(地区担当員)の主要業務は、資力調査(ミーンズテスト)等を通して生活保護に該当するかどうかを判断する要否判定と要保護者の問題・課題解決に向き合い、最終後の援助の方向性を判断するための情報の収集・整理・検討と事前評価を行なうことにある。

⑮生活保護の決定段階においては、「説明と参加」「プランニング(援助計画の作成)」「援助計画の実施」の3つが行なわれる。

⑯この段階におけるワーカー(地区担当員)の主要な業務は、決定段階においては、「説明と参加」では、①扶助費の説明と支給、②援助の説明、③参加の確認。「プランニング(援助計画の作成)」では、①援助課題の設定、②援助計画(目標・内容・手順)の作成が挙げられる。

⑰生活保護が開始されると経済給付を行ないながら自立に向けた相談援助活動が展開されることになる。そこで先ず行なわなければならないことは、最低生活費と収入の対比で扶助費がどのよう仕組んでどの程度支給されるのかの説明を行なうこと、また自立に向けてはアセスメントを通して明らかとなった被保護者の援助課題を設定し、どの課題から解決していったらよいか優先順位をつける必要がある。すなわち、具体的な目標・援助内容を設定し、どのような手順で進めていったらよいかを援助計画に示さなければならぬ。ここではどのよう相談援助は被保護者の意向と参加に基づき行なわれ、そしてそこでは被保護者が主体的に実現可能なレベルでの目標設定を行ない、被保護者に積極的に発言してもらいその解決策を共に考えるようにしていかなければならない。

⑱(4)の生活保護の受給段階では、「援助計画の実施(介入)」、「モニタリング」、「評価」の3つが挙げられる。「援助計画の実施(介入)」では、①被保護者本人・世帯への直接的働きかけ

す、それが自立であり、経済的な自立と狭く捉えるべきではない、と書いている。また、障壁防止を目的に「自立の助長」を謳ったわけではないことも強調されている。ここから、生活保護における「自立」の趣旨は、制度創設当初から、改訂増補生活保護法の解釈と運用(復刻版)、全国社会福祉協議会、1975年、92頁～93頁)

また近年では、先の「生活保護制度の在り方」に関する専門委員会(平成16年)がその報告書において、次のように自立支援を整理している。「就労による経済的自立のための支援(就労自立支援)のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援(日常生活自立支援)や、社会的つながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援(社会生活自立支援)を含むものである」。このように、専門委員会において、「自立」概念を、就労自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分け、その考えのもとに平成17年度から生活保護受給者に対する自立支援プログラムが展開されることになったのである。

第3章 自立支援プログラムの内容と生活保護における相談援助・支援活動のプロセス

1 自立支援プログラムの内容 — 「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」の支援  
ここでいう自立支援プログラムとは、実施機関である福祉事務所が管内の被保護者全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立支援阻害要因(ここでは、自立支援課題とする。)について類型化を図り、それぞれ課題ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施していくものである。

自立支援プログラムには、次の3つがある。

- (1) 就労自立プログラム
- (2) 日常生活自立プログラム
- (3) 社会生活自立プログラム

これらは、経済的自立のための支援(就労自立支援)、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行なうなど日常生活において自立した生活を送るための支援(日常生活自立支援)、社会的つながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援(社会生活自立支援)を含んでいる。

これら「就労自立」、「日常生活自立」、「社会生活自立」の3つの「自立」は、それぞれ並列の関係にある。このことは、就労自立のために日常生活自立、社会生活自立があるのではなく、また就労自立が進められたとしても、日常生活自立、社会生活自立が果たされているわけではないことを意味している。それぞれの人が置かれている状況の中で、日常生活レベル、社会生活レベル、就労レベルで、自身の可能性を追求していくこと、被保護者が決定・選択し、自らが切り開くことを支援していくことが大切だといえよう。

2 生活保護における支援プロセス

生活保護実施プロセスに照応する相談援助プロセス、支援プロセスの内容は、次の通りである(図表1—3参照)。



け、②被保護者本人・世帯をとりまく環境への働きかけ、③新たな社会資源の創出（既存の社会資源の調達・調整が難しい場合）、「モニタリング」では①援助計画通り行なわれていない、②被保護者本人・世帯の状況理解、③援助者側の状況理解を、「エバリュエーション（評価）」では①援助課題の評価、②援助課題・プログラムの再設定を行なう。これからの相談援助の方向性づけ（相談援助計画の作成）とその実施（介入、インターベンションともいう）並びに相談援助活動の見直し（モニタリングと評価）を行なう。

受給段階で、ワーカー（地区担当員）は、被保護者の経済状態に即して収入認定を行なう、扶助費の提供を行なうこと。また、被保護者の生活実態に即して生活保護法や他法他施策などの活用を行なう生活の安定・向上を図ること。さらには、被保護者の健康の回復・維持・向上を図れるよう相談援助並びに医療サービスを提供。家族、親族などとの人間関係の調整や新たな関係性の構築などがあるよう側面から支援を行なうことが挙げられる。そこで、ワーカーが常に念頭におかなければならないことは、経済的に自立しないにかかわらず、社会のなかで生きていくだけの力を持つ力、すなわち精神的・物質的可能性を追求することにある。社会的自立という広い観点から相談援助活動をとらえていくことが必要である。

次に決定段階に策定した援助計画に基づき、相談援助が実施・展開されていくが、一定期間あるいは被保護者の生活状態に大きな変化が生じた場合、これまでの援助計画の見直し（モニタリング）と評価（エバリュエーション）を行い援助計画の再設定を行なう必要がある。これは、これまでの援助計画の軌道修正という性格をもっている。時間の経過にもない被保護者の生活意欲や生活実態に変化が生じてくる。また予測できない事態が起きない限り被保護者の生活の変化ばかりではなく、サービス提供側においても被保護者の活用できる社会資源も変化する。

ワーカーの担当変更が生じた場合には、これまでの援助計画の見直しと再設定のよい機会となる。ここでは、次のことに気をつける必要がある。一つには、被保護者と共に、これまでの援助計画がどの程度達成されたのかを評価検討し、今後の援助計画の再設定に生かすことである。二つには、査察指導員との協議はもちろんのこと、処遇検討会議（ケースイカンファレンス）などを積極的に活用し、被保護者の問題・課題解決につながる実効性のあるものにしていくことである。

(5)生活保護の廃止段階では、①収入と最低生活費の対比、②援助目標の終結、③廃止後のフォローアップの3つが挙げられる。

生活保護の廃止は、「働きによる収入増」、「稼働以外の収入の増」、「傷病の治癒」等により保護を要しなくなることと認められる。しかし、生活保護受給の必要がなくなってきたらといって、福祉事務所からまったく手が離れてしまうわけではない。生活保護が廃止となることは、被保護者が経済的に自分の生活を支える基盤ができたということであり、その人の心理的・社会的側面からの援助が必要なくなったということではない。また将来的にも経済的に保障されているわけでもない。そのため、一定の期間は経済的に安定していくかどうかの確認と心理的・社会的支援を行なう必要があるものとして確立され、生活保護給付時に被保護者と生活保護ワーカーとの関係性が信頼あるものとして確立され、生活保護がなくなるまで、気兼ねなく報告・連絡・相談できる関係であることが必要である。被保護者が生活困窮状態から抜け出し、新しい生活が軌道に乗るまでの間、いろいろなことがある。福

職務所が、後方から温かく見守ることが、被保護者にとって大きな支えとなる。

生活保護における支援プロセス

自立支援プログラムは、現に生活保護を受けている被保護者を対象として被保護者の選択と決定に基づき行なわれる一連の支援活動を指している。ここでは、次のような支援プロセスに分けて述べていくことができる。それは、(1)被保護者の意向と状態を確認する「アセスメント（事前評価）」、被保護者へプログラムの説明と参加の確認を行なう「説明と参加」、(2)計画と被保護者の支援課題に即して作成する「プランニング（自立支援計画の作成）」、(3)計画と支援の振り返り、評価を行なう「支援計画の実施」、「モニタリング」、「エバリュエーション（評価）」、そして(4)支援が終了する「終結」である。

ここでは「アセスメント（事前評価）」と「説明と参加」、②被保護者と被保護者のめぐる状況

「アセスメント」では、①被保護者の意向の確認、②被保護者と被保護者のめぐる状況（環境）に関する情報収集・整理・検討、③事前評価を行なう。

次に「説明と参加」においては、①プログラムの説明、②被保護者のプログラム参加の権限関係が構築され相談援助活動が展開される。そこで支援活動においては、その関係性を確保・強化していくとともに、「アセスメント」として被保護者がどのような意向を希望しているのか、また被保護者本人及び被保護者がどのような状況に置かれているのかをアセスメントシートを使用し被保護者の事前評価を行なう。

次に「説明と参加」においては、①プログラムの説明、②被保護者のプログラム参加の確認がある。それは、被保護者の支援課題に即した自立支援プログラムの提示と説明、そして、被保護者参加のもとに行なうことを確認する。

(2)の「プランニング（自立支援計画の作成）」においては、①支援課題の設定、②支援プログラム（目標・内容・方法・手順）の作成が挙げられる。

アセスメント結果を踏まえ、はじめに、被保護者がどのような支援課題があるか、また優先的に取り組むべき支援課題の順位を設定する。次いで、支援目標・内容・方法・手順を定める自立支援計画を策定する。これは、支援の全体的見取り図に当たると考えてよい。

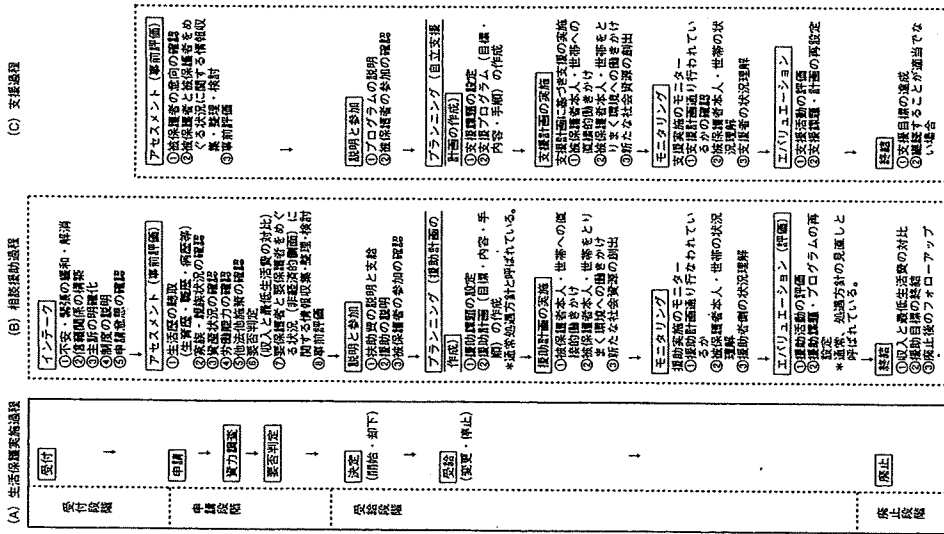
(3)においては、「自立支援計画の実施」「モニタリング」「エバリュエーション（評価）」が挙げられる。

「自立支援計画の実施」においては、①被保護者本人・世帯への直接的働きかけ、②被保護者本人・世帯をとりまく環境への働きかけ、③新たな社会資源の創出（既存社会資源の調達・調整が難しい場合）がある。「モニタリング」においては、①支援計画通り行なわれているかの確認、②被保護者本人・世帯の状況理解、③支援者の状況理解、がある。また「エバリュエーション（評価）」において、①支援活動の評価、②支援課題・計画の再設定がある。すなわち、支援目標がどの程度達成されているか、また引き続き支援が必要な場合は再アセスメントし、再プランニングを行なう。

(4)においては、「終結」である。それは、①支援目標の達成、②継続することが適当でない場合がある。

「終結」は、支援目標が達成していることにより終了する。その場合、再発あるいは予防のため一定の見守りが必要である。また、継続が適当でない事態、すなわち、新たな場（機関・組織）で支援を行なうことが適当である場合、被保護者・世帯自身が自分の力で対応が可能と判断された場合は支援が終了する。

図表1-3 生活保護における相談援助・支援プロセス



岡部卓 (2003) 『改訂福祉事務所ソーシャルワーカー必携・生活保護における社会福祉実践』 全国社会福祉協議会 P.21を修正加筆 (岡部卓作成)

3 自立支援プログラムの評価

自立支援プログラムを活用することにより、それが被保護者の自立にどの程度貢献したのかを明らかにし、到達レベル(「評価」)を確認する必要がある。評価の目的は、具体的根拠に基づいた実践にある。それは、被保護者及びその世帯に対して直接支援を行なう生活保護の実施機関である福祉事務所が説明責任(アカウンタビリティ)を果たすことでもあり、こうした評価には、生活保護ワーカー自身による「支援者評価」、被保護者による「利用者評価」、そして関わる当事者(被保護者、福祉事務所)以外の第三者による「第三者評価」がある。

生活保護ワーカーは、被保護者及びその世帯を支援するに当たり、どのように支援課題を把握し、支援計画(支援目的・内容・方法・手順)を選択し、支援を実施しているのか、またそれが被保護者にとってどのような意味を持つのか、評価する必要がある。

また、プログラムの評価には、支援の過程を分析する方法的プロセス評価がある。アウトカム評価(効果測定)は、支援する前と、支援することによってもたらされた結果を評価するものである。プロセス評価は、支援経過を継続的に観察し利用者及びその世帯の課題解決・ニーズ充足に際しては、それを評価する方法である。

なお、今回開発・採用した板橋区における自立支援プログラム評価は、生活保護ワーカーによるアウトカム評価となっている。

第4章 板橋区自立支援プログラムの積極的意義

- 1 板橋区自立支援プログラムの積極的意義
  - ① 全国に先駆けて総合的な自立支援プログラムの策定
- ② 周知の通り、自立支援プログラムは、社会保障協議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門員会」(2003年8月～2004年12月)において議論され最終報告書(2004年12月)にまとめられた。ここでは、主として生活保護基準の見直しと自立支援の在り方についてその方向性が出されている。自立支援においては、広く自立をとらせ、就労自立支援、社会生活自立支援、日常生活自立支援の3つが打ち出された。
- ③ このことを受け、板橋区では、平成17年には就労支援相談員の配置と合わせて区に3つある福祉事務所のうちの1つである赤塚福祉事務所にて10種類のプログラムを作成した。また平成18年度においては3福祉事務所が合同で協議し、福祉事務所共通の16種類のプログラムを作成している。これらは、被保護者の多様な生活課題に対応するプログラムメニューとなっている。
- ④ ソーシャルワーカー自らの手による策定
- ⑤ 自立支援プログラム作成の手法は、各職場から選出された職員でワーキンググループを構成し、これまで積み上げられてきた社会福祉実践の検証を行ない今後の支援の在り方を検討した。すなわち、どのような相談援助・支援活動を行なってきただか、また今後どのような支援が必要であるかである。そこでは、先ず3福祉事務所対人援助職員(査察指導員、ワーカー)がこれまでに培ってきた社会福祉実践ノウハウを共有化し、その土台の上に新たな自立支援プログラムを作成する方法を採用している。すなわち、個々人の実践を一般化・共有化を図り、自立支援プログラムの支援課題・内容・手順を明らかにすることにより効率的・組織的な取組みが可能となった。

- ③ 全国初めての到達目標（評価）指標の開発  
 これまで生活保護の相談援助活動における評価は、**量的指標**である廃止数（生活保護廃止＝自立）あるいは**扶助費の減額が評価指標**と考えられた。それ以外の明確な指標は、十分作成されてこなかった。板橋区の自立支援プログラムにおいては、到達目標（評価）事業として、各プログラム別に到達目標（評価）指標を設定し、策定・実施・評価（Plan Do See）というサイクルの確立を図った。このことにより、支援目標がどの程度達成されているのかという質的なアウトカム評価を行なっている。それが、被保護者、第三者への説明責任を果たす第一歩となっている。
- 2 板橋区自立支援プログラムの概要
- ① 高校進学支援プログラム  
 中学3年生の子どもとその保護者を対象。高校等上級学校進学までの支援を行なう。子どもと保護者への進学意識を高めるために学校等と連携し直接的な働きかけを行なうとともに進学のための社会資源の調達・調整を図るプログラムである。
- ② 不登校児支援プログラム  
 不登校状態にある子どもとその保護者を対象。関係機関と連携し、子どもの不登校状態の解消及び社会的適応能力の向上、健全育成を図るよう支援するプログラムである。
- ③ ひきこもり改善支援プログラム  
 ひきこもり状態にある被保護者が対象。適切な治療又は社会的適応能力を回復、維持できるように関係機関と連携し、支援していくことにより社会生活自立を促すことを目指すプログラムである。
- ④ 若年者社会生活支援プログラム  
 義務教育修了後、通学、就職、職業訓練の受講をしていない若年の被保護者を対象。適正を検討し、進学、就職、職業訓練の受講等につなぐ、支援対象者の経済的、社会的自立を促すことを目的とするプログラムである。
- ⑤ 精神障がい者在宅生活支援プログラム  
 社会的支援が必要な在宅精神障がい者の被保護者を対象。個々の生活上の課題に応じた医療、制度、サービスを利用できるよう支援していくことにより、日常生活自立及び社会参加を促すことを目的とするプログラムである。
- ⑥ 精神科等受診支援プログラム  
 日常生活の状況から精神疾患、認知症の問題が疑われるが未受診である被保護者を対象。関係機関と連携しながら精神科等医療機関につなげ、日常生活の不安定要因を明確にし、適切な支援を行なうことにより、支援対象者の日常生活自立を促すことを目的とするプログラムである。
- ⑦ 精神障がい者退院支援プログラム  
 精神科医療機関に長期入院している被保護者で、退院可能である者を対象。精神科医療機関等関係機関と連携を図り、施設又は退院訓練を行なう等在宅生活への移行を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促すことを目的とするプログラムである。
- ⑧ 在宅介護（支援）高齢者等支援プログラム  
 介護を必要とする在宅高齢者等の被保護者を対象。個々の日常生活力に応じた介護保険制度等のサービスを利用できるよう支援していくことにより、支援対象者の社会生活及び日常生活自立を促すことを目的とするプログラムである。

- ④ 介護サービス利用支援プログラム  
 介護が必要な状態であるが介護サービス等の利用を拒否しているため日常生活の維持に支障が生じている在宅高齢者被保護者を対象。関係機関と連携しながら早期に介護サービス等を利用開始できるように支援し支援対象者の日常生活を図ることを目的とするプログラムである。
- ⑤ 人工透析患者支援プログラム  
 腎不全を罹患し人工透析を受けている被保護者を対象。生活状況を把握し安定した日常生活が送れるよう支援していくことにより支援対象者の健康及び日常生活自立を促すことを目的とするプログラムである。
- ⑥ 居宅生活移行支援プログラム  
 路上生活者及び宿泊所入所者等の安定した住居を持たない被保護者を対象。関係機関と連携し支援対象者の居宅生活への移行を円滑に進めることを目的としているプログラムである。
- ⑦ 住宅情報提供支援プログラム  
 アパート等の住宅物件を探すことが困難な被保護者を対象。入居可能な物件情報を提供する等の支援を行なうことで転居及び居宅生活への移行を可能とし社会的自立を図ることを目的とするプログラムである。
- ⑧ 成年後見制度利用支援プログラム  
 高齢者、障がい者等で判断能力が不十分な被保護者を対象。成年後見制度の申し立てを支援し後見制度のもと地域や施設での安定した日常生活を保障することを目的とするプログラムである。
- ⑨ 多重債務解消支援プログラム  
 多重債務等を抱える被保護者を対象。日本司法支援センター（法テラス）への相談及び債務解消の助言を行なうことにより支援対象者の債務及び社会的自立を図ることを目的としているプログラムである。
- ⑩ 就労支援プログラム  
 就労意欲を有する被保護者を対象。就労支援相談員がきめ細やかな助言・支援をすることにより支援対象者の経済的社会的自立を促すことを目的とするプログラムである。
- ⑪ 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム  
 就労意欲を有する被保護者を対象。公共職業安定所と福祉事務所が連携しニーズに沿った支援メニューを選定・就労支援を行なうことにより支援対象者の経済的社会的自立を促すことを目的としているプログラムである。

# 都市問題研究

第60巻・第3号・通巻687号

市問題研究 第六十巻・第三号・通巻六八七号

特集 生活保護行政のあり方

二〇〇八年三月号

## THE TOSHI-MONDAI KENKYU (JOURNAL OF MUNICIPAL PROBLEMS)

Vol.60 No.3 (687th Issue), March 2008

Public Assistance Administration  
— Contents —

Public Assistance System and Social Security System ▶ 3  
Taku Okabe, Professor, Tokyo Metropolitan University

Working Poor and Social Assistance Administration ▶ 14  
Hideo Kinoshita, Professor, Osaka City University

Can the Big Cities Bear the Burden of the Public Welfare? ▶ 28  
Yoko Kimura, Councilor, the Local Public Finance Council

Public Assistance and the Elderly at  
Yoshiko Saga, Lecturer, Osaka Prefecture University  
Kazuko Hattai, Lecturer, Fukuyama Heisei University

Looking at Decentralized Public Assistance Programs ▶ 67  
Muneyuki Shindo, Professor, Chiba University

Employment Securing World City: Strategy and Policy of Gothenburg  
78  
You Tsuchida, Professor, Nihon Fukushi University

Debating Public Assistance Administration Nationally ▶ 90  
Jun Watanabe, Director-General, The Japanese Association for  
the Study of Public Assistance

The Policies and the Present State of Public Assistance in Osaka  
City. 106  
Makoto Noda, Director for Public Administration, Public Health  
and Welfare Bureau, Osaka City

Information Disclosure and Privacy Protection for Compliance ▶ 121  
Yukiko Miki, Director, Information Clearinghouse Japan

TOSHIMONDAI KENKYUKAI  
(ASSOCIATION ON MUNICIPAL PROBLEMS)

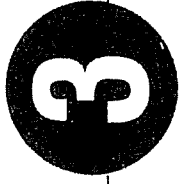


定価650円 本体619円 雑誌コード 16669-03

### 特集 生活保護行政のあり方

生活保護制度と社会保障制度	岡部 卓	3
	〈国立大学教員労働組合 専攻 教授〉	
ワーキングプアと生活保護行政	木下 秀雄	14
	〈大阪市立大学大学院法学部研究科教授〉	
大都市財政は生活保護を担いざれるか	木村 陽子	28
	〈地方財政 編集長〉	
高齢者施策と生活保護	嵯峨 嘉子	56
	〈大阪府立大学人文学部 教授〉	
分権型の生活保護制度を考える	八田 利子	67
	〈山形県立大学福祉学 教授〉	
雇用保障型世界都市	新藤 崇幸	78
	〈千葉大学 教授 学部長〉	
生活保護行政を国民的な議論へ	植田 洋	90
	〈日本福祉大学社会福祉学部 教授〉	
大阪市における生活保護の現状と取組み	渡辺 潤	106
	〈全国公約活動研究会 事務局長〉	
コンプライアンスと情報公開、個人情報保護のあり方	野田 誠	121
	〈特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事〉	

平成20年



月号

都市問題研究会